

## 次世代法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

国際ビルサービス株式会社

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日までの3年間

2. 内容（〔対策〕はいずれも令和2年4月から実施する）

〔目標1〕労働時間適正化と長時間労働による健康障害防止を目的として、月45時間（年間360時間）を法定外労働時間の社内管理基準として適用する。

〔対策〕①法定外労働時間の現状を毎月把握する。

②社内会議で共有の上原因を分析し、改善の取り組みを実施する。

③社内報或いは社内研修会において、労働時間適正化や健康障害防止について周知・啓蒙する。

〔目標2〕年次有給休暇の取得率を40%に上げ、ワークライフバランスの実現を推進する。

〔対策〕①年次有給休暇取得率の現状を毎月把握する。

②社内会議で共有の上原因を分析し、改善の取り組みを実施する。

③社内報或いは社内研修会において、年次有給休暇の取得によるワークライフバランスの推進について周知、啓蒙する。

〔目標3〕女性求職者への積極的な広報により、女性労働者に対する職業生活に関する機会を広く提供する。

〔対策〕①採用した労働者に占める女性労働者の割合を引き続き維持する。

（令和元年度年間実績：53.5%）

②全労働者に占める女性労働者の割合を50%にする。

（令和2年6月末実績：46.4%）

〔目標4〕育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境を整備する。

〔対策〕①育児休業に関する法令、諸制度及び社内規程を周知する。

②育児休業を取得した場合であっても業務を円滑に進められるための代替要員の確保や業務実施体制を検討し、実施する。

③育児休業から復職する従業員の希望に応じて、円滑に職場復帰できるよう、事前に職場内で調整を行う。

④出産、育児で退職した者の再雇用を積極的に実施するための制度を策定する。

## 女性の活躍推進に関する情報の公表

### 1. 採用した労働者に占める女性労働者の割合（令和元年度）

事務職	3.0%
清掃職	48.5%
警備受付職	2.0%
設備職	0%

### 2. 労働者に占める女性労働者の割合（令和2年6月末時点）

※各職種における女性労働者の割合

事務職	34.8%
清掃職	71.4%
警備受付職	26.8%
設備職	0%

### 3. 係長級にある者に占める女性労働者の割合（令和2年6月末時点）

係長職	37.5%
-----	-------

### 4. 管理職に占める女性労働者の割合（令和2年6月末時点）

管理職	19.2%
-----	-------

### 5. 年次有給休暇取得率（令和元年度）

正社員	24.4%
パートタイマー	28.4%
全従業員	26.8%